

太陽光発電所の「格付け時代」が到来

経産省による「第三者評価」のルール化

経済産業省は 2024 年 5 月 29 日に再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会を開催。

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、地域と共生した形での長期安定電源化を目指すための「評価基準(格付け制度)」策定に向けて、次のような方針を示しました。

「格付け制度」

一般社団法人太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」などを参考に、既設の太陽光発電所を適切に評価できる実践的な基準を策定。
その評価基準を用いて、第三者の評価技術者などが評価する「格付け制度」を、2025 年春に創設する。

【参考】事業者団体の「評価ガイド」と事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）の関係性

太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」※擁壁・法面の例

- 評価のポイント：擁壁・法面等に著しい異常がないこと。
- 評価方法・評価例（抜粋）：
目視により以下のような異常が発生していないことを確認する。
 - ① 排水管以外からの地下水の流出
 - ② 擁壁のコンクリート表面の著しいひび割れ
- 評価の判定例（抜粋）：
目視により異常が確認されたときは「指摘あり」とする。

評価の基本的な方向性を策定

事業評価者（民間事業者）が
事業者団体の「評価ガイド」を参照しつつ、
実践的な評価基準（格付け制度）を策定して評価
→具体的な評語や数値により評価

事業者（売り手/買い手）や
民間金融機関/保険事業者が活用

第 62 回再エネ大量導入・次世代 NW 小委員会(2024 年 5 月 29 日)資料 2 より抜粋

発電事業者が必要な対応



- ・ 誰が評価を行う？
- ・ 評価が悪かった場合はどうすればいい？
- ・ 評価の内容は？
- ・ 評価が悪いと罰則がある？
- ・ いつ、どれくらいの頻度で評価をする？